

公示番号：19a00113

国名：バングラデシュ

担当部署：バングラデシュ事務所

案件名：警備能力向上プロジェクト（地域警察活動）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：地域警察活動業務
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年8月上旬から2020年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.25M/M、現地 4.33M/M、合計 4.58M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 2日、現地業務 15日
 - ・ 第2次 国内準備 1日、現地業務 55日
 - ・ 第3次 国内準備 1日、現地業務 60日、国内整理 1日

本業務においては複数回（2～3回程度）の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月5日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型）>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年6月18日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等： (20点)
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

- (2) 業務従事者の経験能力等： (80点)
- ①類似業務の経験 32点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 12点
 - ③語学力 20点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	警察に係る各種業務
対象国／類似地域	バングラデシュ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

バングラデシュ国(以下「バングラデシュ」という。)は、過去10年以上に亘り平均6%のGDP成長率を達成しており、2014年には一人当たりのGDPが1,000ドルを超え、低所得国から低中所得国へと移行中である。縫製業を中心とした生産拠点として、また人口約1億6000万人を抱える新たな市場としても注目を集めており、安定した経済成長を背景に、日本企業の進出も拡大しつつある。

一方で、2013年以降イスラム原理主義者等による宗教的少数派、世俗主義者等を対象とした襲撃事件が増加し、2016年7月には日本人を含む28名が犠牲となるダッカ襲撃テロ事件が発生した。これら一連の事件等を受け、バングラデシュ政府は、バングラデシュ警察を中心とした公共安全及び治安維持に係る取り組みを一層強化している。

ダッカ襲撃テロ事件以降、バングラデシュ警察は、イスラム過激組織等に対する取り締まりを強化し、関係者への捜査や逮捕等を推進している。しかしながら、公共安全や治安維持の強化に、予防の観点から取り組むための警備・パトロール活動等については、現場警察官の人員不足、適切な警備計画の策定や日報等の報告・モニタリングの仕組み等に課題を抱えており、効果的・効率的な警備・パトロール活動の確立へ向けた取り組みを更に強化する必要性がバングラデシュ警察内で認識されている。このような背景のもと、バングラデシュ政府は、我が国に対し、バングラデシュ警察を協力対象として安全パトロールやモニタリング体制を中心とした警備能力強化等を目的とした技術協力プロジェクトの実施を要請した。

7. 業務の内容

上記背景を踏まえ、JICAは、バングラデシュ警察の警備体制を強化することを目標とした技術協力プロジェクト¹を2019年3月より実施している。本プロジェクトで派

¹ 本プロジェクトでは主に次の成果を達成することを念頭に事業を開始したが、本プロジェクトは2段階方式(初期に詳細計画策定のための調査を実施)で進めているため、2019年度の活動を踏まえて期待される成果などが修正される可能性がある。

○プロジェクト目標：バングラデシュ警察の警備体制が強化される。
○期待される成果

遣中の専門家チームの活動は、モデルサイトでの活動を通じて、地域や施設の治安維持活動に従事する警察官らによる警ら活動や地域モニタリングによる警備力の強化のために、バングラデシュが抱えている現場の課題を整理し、解決策を導き出し、警備体制強化ガイドラインとしてまとめる業務を含んでいるが、地域社会とのかかわりあいによる警察活動（いわゆるコミュニティポリシング）を網羅する業務を含んでいない。そのため本専門家は、プロジェクトの一員として「地域警察活動（コミュニティポリシング）」にかかる日本および他国の事例紹介並びに業務環境比較と課題指導を主たる派遣目的とした活動に従事する。なお、本専門家は、上記技術協力プロジェクト専門家と連携し、プロジェクトの活動計画と歩調を合わせて業務を行うこととするが、事務所に対して活動報告を行うこと。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2019年8月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、バングラデシュ政府作成の関連報告書等を参照し、バングラデシュ警察の現状と課題を可能な限り把握する。
- ② JICA バングラデシュ事務所と連絡・調整の上、現地業務の内容を整理する。
- ③ ワークプラン（英文）の案をバングラデシュ事務所にデータで送付する。

(2) 現地業務期間（2019年8月中旬～2020年1月中旬）

現地派遣中に、次の業務を実施する。なお、本事業は地域警察活動を支援するものであるが、現地における警察活動は事件発生状況を踏まえて実施することから、事前に派遣時期を確定させ短期間の派遣を繰り返すことが難しい。そのため、事業の性格上、一定程度連続して現地に渡航することが求められる。派遣回数は 2～3 回を想定しているが、より効率的に業務を行えるよう、業務工程表をプロポーザルにて提案すること。なお、現地業務開始時に、JICA バングラデシュ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。（括弧内の日数は目安）

- ① JICA バングラデシュ事務所および技術協力プロジェクトチームとの打ち合わせ/情報共有。（1日×2回/月×4.5月=9日）
- ② 執務室の安全対策等を含め、業務環境の整備を行う。（5日）
- ③ バングラデシュ警察（本部や各地域警察、また、現場の警察署）において、警備能力向上の視点から以下の分野にかかる情報・資料を収集し、現況を把握し、整理・分析する。具体的な情報収集内容は以下のとおり。
 - バングラデシュ警察内における地域警察活動の位置づけ（7日）
 - 地域警察活動に関連する警察学校及び専科教養プログラムの内容（21日）
 - 首都圏及び地方における地域活動（巡回連絡や警ら活動など）実施の現状（14日）
 - バングラデシュ警察において地域警察活動が抱える課題（5日）
 - バングラデシュ警察内における警察広報の位置づけ（1日）
 - 警察広報の実施体制（1日）
 - 警察広報活動が抱える課題（2日）

成果1：警備体制強化に係るガイドライン/マニュアルが作成される。

成果2：警備能力向上に係る研修プログラムが改善される。

成果3：警備体制向上に係る設備整備計画が作成される。

-バングラデシュ警察内表彰制度、実施体制と課題 (2日)

- ④ 上記の分野にかかる日本を含む各国警察における取組と実施状況を紹介する。(7日)
- ⑤ 日本の事情とバングラデシュの事情を比較し(技術協力プロジェクトの一環として本邦研修を2019年7月中旬に行う予定であり、その成果は共有する)、バングラデシュにおける課題を浮き上がらせ、C/Pによる改善策の取りまとめを支援する。(14日)
- ⑥ C/Pによる改善策の実施に向けた具体的計画づくり(技術協力プロジェクトに引き継ぐことを想定)を支援する。(14日)
- ⑦ 治安関連情報を収集・整理し、必要に応じてJICAバングラデシュ事務所に報告する。(7日)
- ⑧ 技術協力プロジェクトチームが実施するミーティング、調査活動、ワークショップに参加し、その実施に協力する。(7日)
- ⑨ 2019年10月末をめぐりプロジェクトの内容を固め、その後技術協力プロジェクトのR/D修正(PDM、PO、M/Mなどを含む)を行う予定であるが、担当分野においてJICAが実施する協議への側面支援(実施機関との協議への参加や助言等)を行う。(5日)
- ⑩ 重要な協議が行われた場合の議事録作成(必要に応じて英文で作成)(4日)
- ⑪ JICAバングラデシュ事務所等へ担当分野に係る現地調査結果を作成、報告する。(5日)

(3) 帰国後整理期間(2020年1月下旬)

専門家業務完了報告書(和文)を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン(全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

英文3部(JICAバングラデシュ事務所、C/P機関へ各1部)

(2) 現地業務結果報告書(簡易製本)

各派遣派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文12部(JICAバングラデシュ事務所2部、C/P機関へ10部)

和文2部(JICAバングラデシュ事務所2部)

なお、最終の現地業務結果報告書(和文)は(3)専門家業務完了報告書の様式に記載されている内容をカバーする必要がある。また、最終的な現地業務結果報告書(英文)には以下を盛り込み、C/P機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ バングラデシュにおける地域警察活動改善への提言(日本-バングラデシュの事情比較やバングラデシュ警察の課題整理を含む)

(3) 専門家業務完了報告書(和文3部)

すべての現地業務を終えた際、専門家業務完了報告書(和文)を作成し、2020年

1月16日（木）までに JICA バングラデシュ事務所に提出し、報告する。
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒タイ／シンガポール⇒バングラデシュ⇒タイ／シンガポール⇒日本を標準とします。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)を参照願います。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の内容に応じて提案してください。但し、M/M（なお、現地 M/M、国内 M/M の合計を上限として、その日数の調整は可能）、渡航回数は 2、契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、C/P 機関を含むバングラデシュ政府官公庁職員の祝日等を踏まえて、2019 年 8 月中旬から 2020 年 1 月中旬の間で効率的に業務が可能な日程を提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみですが、冒頭に記載のとおり、バングラデシュ警察の警備体制を強化することを目標とした技術協力プロジェクトを 2019 年 3 月より実施しており、当該プロジェクトにて活動を行っている専門家との連携が必要となる。

また、在外事務所が事業を主管しているため、事務所との連絡や報告は密に実施すること。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との初回協議についてのみ、スケジュールアレンジを行う予定。

カ) 執務スペースの提供

バングラデシュ警察内における執務スペース提供を予定

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA バングラデシュ事務所にて配布します。
(TEL : +880 2 989 1897、メールアドレス : bd_oso_rep@jica.go.jp)。

- ・バングラデシュ国警備能力向上プロジェクトに係る基本計画策定結果
- ・R/D
- ・リスクカレンダー

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール :

- ・タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」
- ・本文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他契約関係

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 警察における地域警察活動の経験や知識を有すること、並びに、人材育成にかかる経験や知識を有することが望ましいです。
- ③ 90 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が可能です。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 安全管理

- 1) 現地調査 / 業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前に予め連絡し、機構の承認を得ること。

(渡航前)

- ① 機構が行う安全対策研修・訓練の受講 : 必ず「安全対策研修」(対面座学) 及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。

- ② 機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：各渡航の度にブリーフィングを受けること。
 - ③ 外務省「たびレジ」への登録：各自登録を行うこと。
 - ④ JICA 事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のための連絡先等情報提供：登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。
 - ⑤ ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。
(渡航後)
 - ⑥ バングラデシュ到着後、速やかに JICA 事務所によるブリーフィングを受けること。
- 2) バングラデシュ国内での安全対策については JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外の訪問については予め日程表を JICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA バングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。
 - 3) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。
なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。
 - 4) 執務室についても、機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICA バングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等が必要になる可能性がある。これに係る経費は原則として JICA バングラデシュ事務所にて対応するが、詳細については同事務所と十分な協議を行うこと。
 - 5) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
 - 6) 現地作業中は、JICA バングラデシュ事務所に対し、安全管理上必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、JICA バングラデシュ事務所から貸与する。
上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。

以上